

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱

令和3年5月28日

向日市告示第70号

改正 令和4年4月15日告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にのっとり、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等に要する経費を負担した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の動物愛護と適正な管理に関する意識を啓発するとともに、猫による被害等を軽減し、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊・去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌の卵巢若しくは卵巢及び子宮の両方を摘出する手術又は雄の精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (2) 耳カット施術 不妊・去勢手術済みの猫であると識別するため獣医師による猫の片方の耳をV字カットする施術のことをいう。
- (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (5) 市内在住者 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されて

いる者であって、当該年度の４月１日において満１８歳以上のものをいう。

（補助対象者）

第３条 当該年度の補助金の交付申請ができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内在住者又は市内で活動する団体（代表者が市内在住者である団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する団体に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１） 飼い猫を捕獲することがないように、補助金の対象となる猫（以下「対象猫」という。）であることを十分調査し、その証として、対象猫の捕獲場所から半径５００ｍ以内で、補助対象者の属する世帯（団体の場合にあっては、団体構成員）以外の市内在住者１名の確認を得ること。

（２） 対象猫に不妊・去勢手術及び耳カット施術を実施し、その経費を支払うこと。ただし、対象猫を捕獲場所に戻さず、譲渡する場合は、耳カット施術を実施しないことができる。

（３） 第４条各号に規定する事項を遵守することとして、同意書（様式第１号）に署名又は記名・押印し、市長に提出すること。

２ 第１項の規定にかかわらず、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫等の販売業を営むものは、補助対象者とししない。

（遵守事項）

第４条 遵守事項は、次に掲げる事項とする。

（１） 交付決定後も含め譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。

（２） 対象猫を捕獲場所に戻す場合は、その対象猫が生息する限り、トイレの確保、餌の適正な管理等により周辺環境の美化を図ること。

（３） 対象猫の捕獲、手術等の実施、補助金交付の申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題について自らが一切の責任を

負い、誠意を持って解決すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、対象猫の不妊・去勢手術及び耳カット施術に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の額は、対象猫1頭につき5,000円とする。ただし、対象経費の額が5,000円を下回る場合は、支払った対象経費の額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 対象猫の正面を含む全身の写真

(2) 耳カット施術を実施したことが分かる写真。ただし、第3条第1項第2号ただし書の規定により耳カット施術を実施しなかった場合は、この限りでない。

(3) 手術を行った獣医師が記入した向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書（様式第3号）及び動物病院等が対象経費について発行した領収書又はその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、不妊・去勢手術を行った日から1年以内に市長へ申請するものとする。

3 申請の受理は、先着順に行うこととし、予定数に達した時点で終了する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項による申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付決定通知書（様式第4号）又は、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金不交

付決定通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定を行うに当たり条件を付することができる。

（補助金の交付請求）

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合は補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 10 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 4 条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- (3) 第 8 条第 2 項の条件を守らないとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金取消通知書（様式第 7 号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 3 年 5 月 28 日）

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 15 日）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

同意書

「向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱」に基づく補助金交付を受けるため、補助金交付決定後も含め、同要綱第4条各号の遵守事項（下記に掲載）を確約、同意の上、第3条第3項の本同意書を提出します。

向日市長 様

年 月 日

（フリガナ）

団体名 _____

（フリガナ）

氏 名 _____

住 所 向日市

電話番号 _____

（団体の場合は、団体名・代表者氏名・事務所又は代表者の住所・電話番号）

記

遵守事項

- (1) 交付決定後も含め譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- (2) 対象猫を捕獲場所に戻す場合は、その対象猫が生息する限り、トイレの確保、餌の適正な管理等により周辺環境の美化を図ること。
- (3) 対象猫の捕獲、手術等の実施、補助金交付の申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題について自らが一切の責任を負い、誠意を持って解決すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）向日市長

（申請者）住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第3条第2項に規定する者ではないことを確約します。

補助金交付申請額 円（ 頭）

番号	性別(該当に○)	毛色	捕獲場所
1	オス ・ メス		
2	オス ・ メス		
3	オス ・ メス		
4	オス ・ メス		
5	オス ・ メス		

飼い主のいない猫の確認証明書（捕獲場所から500m以内の市内在住者）

年 月 日

上記の猫が飼い主のいない猫であることを確認しました。

住所

氏名

電話番号

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書

申請者	住 所	向日市		
	氏 名	※申請書、領収書宛名と同一氏名であること。	電話番号	

猫の個体情報

NO.	毛色・柄	性別	手術実施日
		1 オス 2 メス	年 月 日
NO.	毛色・柄	性別	手術実施日
		1 オス 2 メス	年 月 日
NO.	毛色・柄	性別	手術実施日
		1 オス 2 メス	年 月 日
NO.	毛色・柄	性別	手術実施日
		1 オス 2 メス	年 月 日
NO.	毛色・柄	性別	手術実施日
		1 オス 2 メス	年 月 日

申請者記入内容（申請者個人情報、猫の毛色・柄、捕獲場所）を確認し、上記全ての飼い主のいない猫について不妊去勢手術（手術実施中に、既に実施済、又は形成不全等で実施不能であることが判明した場合、かつ、術後生殖が不能であると担当獣医師が判断した場合を含む）を実施したことを証明します。

年 月 日

本証明書での証明頭数:

頭

動物病院名

所 在 地

獣医師氏名

◎申請者は、本証明書（原本）を申請書に添付してください。

(裏面)

<領収書添付欄>

※領収書の宛名は申請者と同一であること。

領収書を張り付けてください。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

向日市長 印

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金については、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

向日市長 印

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金について、下記の理由により交付できませんので、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

申請年月日 年 月 日

申請者氏名

申請者住所 向日市

補助金不交付の理由

- ☐ 向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱における補助対象者でない。
- ☐ 必要な書類等の提出がなされていない。
- ☐ その他（

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）向日市長

住 所

氏 名

電話番号

向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付請求書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金について、向日市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 郵 便 局		支店						
種 別	☐ 普 通 ☐ 当 座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									